

墓地、納骨堂、火葬場の経営許可を受けた方へ

～関係法令を遵守し、適切に管理しましょう。～

1 経営者は、施設の管理者の本籍、住所及び氏名を岩国市長に届け出
てください。(管理者変更時も届出が必要です) (法第12条)

2 管理者は、次のいずれかの許可証を受理した後に、埋葬、焼骨の埋
蔵・収蔵又は火葬させてください。(法第14条)

- 墓地への埋葬又は焼骨の埋蔵 → 埋葬許可証・改葬許可証・火葬許可証 注1
- 納骨堂への焼骨の収蔵 → 改葬許可証・火葬許可証 注1
- 火葬 → 改葬許可証・火葬許可証 注2

※注1 許可証は受理した日から5年間保存すること。

※注2 火葬を行った日を記入し、署名、押印して火葬を求めた者に返すこと。

(法第16条)

3 墓地の管理者は、埋葬（土葬）の状況を、火葬場の管理者は、火葬
の状況を翌月5日までに、指定様式により、市長に報告してください。

※注 焼骨の埋蔵状況については、次項4に示す帳簿の備付けだけでよく、市への

報告の必要はありません。

(法第17条、規則第9条)

4 管理者は、次の図書、帳簿、書類等を備えてください。 (法第15条)

(1) 図面

- ① 墓地 所在地、面積、墳墓の状況を記載した図面 (規則第6条第1項)
- ② 納骨堂、火葬場 所在地、敷地面積、建物の坪数を記載した図面(規則第6条第2項)

(2) 帳簿等

① 墓地又は納骨堂

ア 次の事項を記載したもの(規則第7条第1項)

- ・使用者等の住所、氏名
- ・死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名)
- ・死亡者の性別(死産の場合は、死児の性別)
- ・死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
- ・埋葬若しくは埋蔵年月日(墓地)、収蔵年月日(納骨堂)
- ・改葬許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係
- ・改葬の場所及び年月日

イ 財務に関する書類(規則第7条第2項)

当該墓地の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他

② 火葬場（規則第7条第3項）

次の事項を記載したもの（規則第7条第1項）

- ・火葬を求めた者の住所、氏名
- ・死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- ・死亡者の氏名（死産の場合は、死児の性別）
- ・死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- ・火葬年月日

5 管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係のある者の請求があったときは、3の図面、帳簿、書類の閲覧を拒めません。（法第15条第2項）

6 経営者及び管理者は、当該墓地等を清潔に保つなどして、公衆衛生上の支障がないよう維持管理してください。（細則第10条）

7 許可を受けた区域、区画や施設等を変更したり、廃止する場合には、許可や届出が必要です。
変更等を行う場合は、事前に市役所環境保全課にご相談ください。

※根拠法令等は、次のとおり（ ）に省略して示しています。

法：墓地、埋葬等に関する法律

規則：墓地、埋葬等に関する法律施行規則

細則：岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

岩国市環境部環境保全課
岩国市今津町一丁目14-51
電話 0827-29-5100
FAX 0827-22-2866